

日刊薬業

2024年4月25日（木）

患者団体、選定療養の詳細な説明求める 医療 上必要な事例を明確に

2024/4/25 21:49

10月から長期収載品が選定療養費制度の対象になるのを受け、患者団体から「医療上の必要性」など、制度のより詳細な運用について説明が必要だという声が上がっている。選定療養が始まると、医療上の必要性があり長期収載品を処方する場合は従来通りに保険適用され、自己負担は増えない。ただし患者の都合で長期収載品を希望する場合には、後発医薬品との差額の一部を追加で自己負担することになる。患者団体は、長期収載品を本当に必要とする患者に不利益が生じないようにしてほしいとも訴えている。

●患者問い合わせ「十分回答できず」

アトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患の患者団体であるNPO法人日本アトピー協会では、マルホの血行促進・皮膚保湿剤「ヒルドイド」の医療費で自己負担が増えるという報道が出て以降、患者からの問い合わせが増えている。

担当者は「患者はもう値上がりすると思って相談されるが、それに対して十分な回答ができず、心苦しい状況だ。詳細を確認している段階で、製薬企業や皮膚科医に問い合わせているが、まだ回答はもらえない。まさに寝耳に水といった感じだ」と話す。

アトピー性皮膚炎の治療では、寛解後も保湿剤の塗布が必須とされる。使用する患者の割合が多いヒルドイドの自己負担が増えれば、経済的影響は大きいという。

さらに「クリニックによって、自己負担になったり、ならなかったりに対応が分かれるのを懸念する。美容目的のような不適正な処方とアトピー性皮膚炎は医師が明確に区別すると思うが、10月からどのようになるのか、行政はより詳細に情報を周知してほしい」と語り、医療上必要という文言の意味を明確にしてほしいと指摘する。

●「体感的に効果が異なる」との声

選定療養の対象には「エビリファイ」などの抗精神病薬も含まれる。精神障害者個人および団体が構成する全国「精神病」者集団は、選定療養の仕組みが導入されることで、医師が患者の意向を踏まえずに、長期収載品から後発品へ処方を切り替える可能性があることを懸念する。

担当者によると、精神疾患の患者からは、長期収載品と後発品の有効成分は同じでも、体感的に効果が異なるといった声が寄せられるという。このため先発品の処方希望しても、医師が必要性を理解してくれない場合、結果として患者負担が増えるケースが起り得ると指摘した。

今後は患者の自己負担の増加や、患者が「飲みたくない方の薬を飲まされる」ことが起きないように、関係学会などに働きかけていきたいとの意向も示した。

●厚労省「医師が個別に判断」

厚生労働省は3月27日付で、長期収載品に選定療養の仕組みを導入することについて、医療現場での運用の基本的な考え方を示している。これによると、医療上必要があると認められる場合や、在庫状況などから後発品の使用が困難な場合には引き続き保険給付となる。それ以外の場合に患者が長期収載品を希望する場合は選定療養の対象とし、保険給付は長期収載品の薬価と後発品の最高価格帯の価格差の4分の3までになる。

厚労省は日刊薬業に対し、医療上の必要性について「医師が患者の状態を踏まえて個別に判断していただくことを想定している」と説明。現状では具体的な対応は決まっていないものの、10月に向けて制度の趣旨を丁寧に説明していく方針だとコメントしている。（加藤 祐樹、堀 幸平）